

平成30年税制改正

今年もデフレ脱却と経済再生を名目とした税制改正が行われます。毎年、厚生年金保険料、国民年金保険料、健康保険料等が増加して個人の負担が増えていますが、さらに、今年は税の徴収が最も簡単な個人（サラマン）を対象にした税制改正となっています。

<個人所得課税>

1. 給与所得控除額を10万円引き下げる。 65万円→55万円
2. 給与収入が850万円超の場合の給与所得控除額を195万円とする。
3. 年金収入が1,000万円超の場合の年金控除額を195.5万円とする。
4. 基礎控除額を10万円引き上げる。 38万円→48万円
5. 青色申告特別控除額を10万円引き下げる。 65万円→55万円
ただし、電子申告をする場合には、65万円とする。
6. 配偶者・扶養対象者の所得要件を引き上げる。 38万円→48万円
7. 年末調整における生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書又は住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが出来ることとなる。

※上記改正は、平成32年分以後の所得に適用する。

※今年の確定申告(平成29年分)における新しい適用は次の通り。

- ① 所得控除額の上限が220万円となる。
- ② 医療費控除にセルフメディケーションを選択することができる。

<資産課税>

1. 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の創設。(10年間の限定規定)
 - ① 特例後継者が特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与または相続若しくは遺贈によりその特例認定承継会社の非上場株式等を取得した場合、その取得した全ての非上場株式に係る贈与税又は相続税の全額について、特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。

※上記改正は平成30年1月1日以降に取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

※今までの規定では、発行済みの株式の3分の2までの部分のうちの80%相当部分の税額について猶予していた。

2. 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し。
 - ① 特定一般社団法人等の役員である者が死亡した場合、特定一般社団法人等の純資産額をその死亡時における同族役員の数で割った金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、特定一般社団法人等に相続税を課す。

※上記改正は平成30年1月1日以降に取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

※特定一般社団法人とは相続開始直前における同族役員の数に占める割合が2分の1を超えるものをいう。

※今までは、持分の無い社団法人に対し、譲渡、贈与または遺贈をした場合、一度課税さ

れるが、持分が無いので、持分の無い社団法人は相続税の対象とならない。以降、相続が発生した場合において移転した財産に相続税が課税されることが無くなるが、移転した財産を実質所有することができた。

3. 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設

- ① 特定美術品を美術館に寄託した場合、特定美術品に係る課税価格の80%に相当する相続税の納税を猶予する。預託相続人が死亡した場合、美術館に寄贈した場合、自然災害により滅失した場合には猶予税額を免除する。

4. 小規模宅地等の特例の見直し

- ① 特例の対象者から持ち家に住居していない者で次の者を除く。
 - イ 相続開始前3年以内にその者の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
 - ロ 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者
- ② 貸付事業用宅地等から相続開始前3年以内に貸し付け事業の用に供された宅地等を除外する。

※上記改正は平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

※平成30年4月1日以後に提出する申告書について適用する。

<法人課税>

1. 資本金1億円超の法人は平成32年4月1日以後に開始する事業年度に係る申告書の提出をe-taxによらなければならない。
2. 返品調整引当金を平成33年4月1日以降に開始する各事業年度について、1年ごとに10分の1ずつ縮小した額の引当を認め、10年経過後廃止する。
3. 繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理における特別な有効性判断の方法等について承認申請書の提出期限をその適用を受けようとする最初の事業年度の申告期限の3か月前の日としたうえで、その承認申請書に記載された適用を受けようとする最初の事業年度から適用できることとする。

※平成30年4月1日以降開始事業年度から 法人税率を 23.4%→23.2%にする。
欠損金の繰越期間を9年→10年とする。

<消費課税>

1. 国際船舶等による出国には、出国1回につき1,000円の国際観光旅客税を課す。
※平成31年1月7日以後の出国に適用する。
2. 資本金1億円超の法人は平成32年4月1日以後に開始する事業年度に係る申告書の提出をe-taxによらなければならない。

ご相談は無料

鈴木敏之税理士事務所

03-5114-0720